

住宅所有者向けフリーローン 「まとめる君」

No.1

平成28年10月1日現在

1. 商品名	・住宅所有者向けフリーローン「まとめる君」
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ① 借入申込時の年齢が満20歳以上、完済時年齢75歳以下の方。 ② 安定・継続した収入の見込める方。但し、パート・アルバイトによる収入も対象とし、専業主婦の申込もお受けいたします。 ③ 申込者本人が居住する申込者本人名義の住宅を所有している方。但し、申込者本人が居住する住宅が配偶者、申込者本人または配偶者の直系尊属名義の場合は同居していることを条件として対象とします。 ④ 自宅・勤務先（または事業先）のいずれかが当金庫の営業地域内にある方で過去に不渡りや融資返済の延滞等が無く、(株) ジャックスの保証が受けられる方。 ⑤ ご利用基準につきましては窓口・渉外担当者にお尋ねください。
3. お使いみち	・原則、自由です。但し、事業性資金を除きます。
4. ご融資金額	・10万円以上500万円以内。(1万円単位です) 但し、申込者が専業主婦の場合は30万円を上限とします。
5. ご利用期間	・ご融資期間6ヶ月以上10年以内です。(1ヶ月単位です)
6. ご融資利率	・当金庫所定の利率【年4.80% (保証料を含む) 固定金利】を適用させていただきます。
7. ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月元利均等返済です ・ボーナス併用返済は、ご融資額の50%迄です
8. 担保・保証人	・不要です。(株) ジャックスの保証付です。
9. 手数料・保証料	<ul style="list-style-type: none"> ・事務手数料は不要です ・保証料は、ご融資金利に含まれております
10. ご用意いただくもの	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認書類： 運転免許証、健康保険証（注）、パスポート等の写し。 ・所得証明書類：融資金額が300万円以下の場合は不要です。 ① 給与所得者の場合は源泉徴収票・住民税決定通知書等の写し ② 自営業者の場合は納税証明書（1・2）、または確定申告書（受付印のあるもの）の写し ・住宅を所有していることが確認できる書類： 権利証、登記簿謄本、抄本（登記情報サービスで提供される不動産情報を含む）または固定資産税納付書等の写し (注)健康保険証の場合は住民票抄本や公共料金の領収書等の提示が必要となります
11. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9時～17時、電話：0120-971-951）にお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、新潟県弁護士会（電話：025-222-5533）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）若しくは

住宅所有者向けフリーローン 「まとめる君」

No.2

平成28年10月1日現在

	<p>関東地区しんきん相談所(9時～17時、電話:03-5524-5671)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
12. その他	<ul style="list-style-type: none">・ 現在のご融資利率やご返済額の試算につきましては当金庫本支店までお問い合わせ下さい・ 詳しくは、窓口または渉外担当者におたずねください。